

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2018年度		2019年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,801,783		4,815,950	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,230,700		3,214,370	
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額	1,702,302		1,730,385	
うち、外部流出予定額 (△)	28,743		28,603	
うち、上記以外に該当するものの額	△102,476		△100,202	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	29,497		36,398	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	29,497		36,398	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	107,343		83,337	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,938,623		4,935,685	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	337	0	482	0
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	337	0	482	0
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

項 目	2018年度		2019年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関 連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関 連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	337		482	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,938,286		4,935,203	
信用リスク・アセットの額の合計額	22,387,720		22,352,659	
資産（オン・バランス項目）	22,387,720		22,352,659	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される 額の合計額	477,079		462,979	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー				
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額 に係るものの額	477,079		462,979	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	

項 目	2018年度		2019年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,154,237		4,061,690	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	26,541,957		26,414,349	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (二))	18.60		18.68	

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(2006年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出したものです。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2018年度			2019年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己資本額 b =a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己資本額 b =a×4%
	現金	1,196,426	0	0	1,256,046	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
	国際決算銀行等向け	0	0	0	0	0	0
	我が国の地方公共団体向け	5,085,031	0	0	5,222,501	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0
	国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体金融機関向け	0	0	0	0	0	0
	我が国の政府関係機関向け	528,010	52,801	52,801	574,755	57,475	57,475
	地方三公社向け	3,557	711	711	3,139	627	627
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	33,488,953	6,697,790	6,697,790	33,793,283	6,758,656	6,758,656
	法人等向け	174,120	174,120	113,802	118,688	118,688	106,854
	中小企業等向け及び個人向け	1,533,471	1,150,104	1,025,353	1,647,972	1,235,979	1,123,459
	抵当権付住宅ローン	130,001	45,500	45,263	109,152	38,203	37,886
	不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
	三月以上延滞等	1,133,461	1,593,613	1,566,910	1,000,242	1,470,751	1,449,190
	取立未済手形	2,503	500	500	0	0	0
	信用保証協会等保証付	3,681,863	368,186	360,408	3,818,754	381,875	373,466
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
	共済貸付	2,333	0	0	656	0	0
	出資等	444,538	444,538	444,538	446,185	446,185	446,185
	(うち出資等のエクスポージャー)	444,538	444,538	444,538	446,185	446,185	446,185
	(うち重要な出資等のエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
	上記以外	8,420,234	11,618,917	11,602,559	8,342,531	11,547,765	11,535,876
	うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	0	0	0	0
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	2,132,455	5,331,137	5,331,137	2,132,455	5,331,137	5,331,137

	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	4,367	10,917	10,917
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
	(うち上記以外のエクスポージャー)	6,287,779	6,287,779	6,271,442	6,205,709	6,205,709	6,193,821
	証券化	0	0	0	0	0	0
	(うちSTC要件適用分)	0	0	0	0	0	0
	(うち非STC適用分)	0	0	0	0	0	0
	再証券化	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0	0	0	0
	(うちレックスルー方式)	0	0	0	0	0	0
	(うちマンデート方式)	0	0	0	0	0	0
	(うち蓋然性方式250%)	0	0	0	0	0	0
	(うち蓋然性方式400%)	0	0	0	0	0	0
	(うちフォールバック方式)	0	0	0	0	0	0
	経過措置によりリスク・アセットの額で算入されるものの額	0	0	477,078	0	0	462,979
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額で算入されなかったものの額 (△)	0	0	0	0	0	0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	0	0	0	0	0	0
	CVAリスク相当額÷8%	0	0	0	0	0	0
	中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
	合計《信用リスク・アセットの額》	55,824,506	22,146,784	22,387,719	56,333,910	22,056,209	22,352,659
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜ 基礎的手法 ＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a	b = a × 4 %		a		b = a × 4 %	
	4,154,237	166,169		4,061,690		162,468	
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母)計	所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母)計		所要自己資本額	
	a	b = a × 4 %		a		b = a × 4 %	
	26,541,957	1,061,678		26,414,349		1,056,574	

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法） >

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機構による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍoody's）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティングス（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆi t c h）

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金 融 機 関 向 けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位 : 千円)

		2018 年度					2019 年度				
		信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち貸出金 等	う ち 債 券	うち店 頭デ リバ ティ ブ	三月以上延滞 エクスポ ージャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち貸出金 等	う ち 債 券	うち店 頭デ リバ ティ ブ	三月以上延 滞エクスポ ージャー
国内		56,189,651	8,733,349	0	0	1,446,257	56,682,894	8,850,089	0	0	1,332,923
国外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域別残高計		56,189,651	8,733,349	0	0	1,446,257	56,682,894	8,850,089	0	0	1,332,923
法人	農業	271,359	266,432	0	0	0	309,420	289,136	0	0	13,170
	林業	0	0	0	0	0	12,007	12,007	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱 供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	33,491,457	0	0	0	0	33,793,283	0	0	0	12,102
	卸売・小売・飲 食・サービス業	65,716	65,716	0	0	0	87,076	82,474	0	0	0
	日本国政府・地 方公共団体	2,007,973	347,870	0	0	0	2,186,110	410,973	0	0	0
上記以外		5,793,105	2,213,781	0	0	1,453	5,736,895	2,158,160	0	0	1,338
個人		7,176,275	5,839,550	0	0	1,263,046	7,237,718	5,897,339	0	0	1,127,262
その他		7,383,766	0	0	0	181,758	7,320,385	0	0	0	179,051
業種別残高計		56,189,651	8,733,349	0	0	1,446,257	56,682,894	8,850,089	0	0	1,332,923

1年以下	35,420,191	631,782	0	0		36,133,196	723,613	0	0	
1年超3年以下	424,963	424,697	0	0		670,767	466,867	0	0	
3年超5年以下	1,006,210	804,221	0	0		780,892	780,892	0	0	
5年超7年以下	669,280	669,279	0	0		646,334	646,334	0	0	
7年超10年以下	2,907,379	1,104,470	0	0		2,890,480	1,087,521	0	0	
10年超	4,625,586	4,625,586	0	0		4,628,586	4,628,586	0	0	
期限の定めのないもの	11,136,082	473,314	0	0		10,932,639	516,276	0	0	
残存期間別残高計	56,189,691	8,733,349	0	0		56,682,894	8,850,089	0	0	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	2018年度					2019年度				
	期首額	期中増額	期中減額		期末額	期首額	期中増額	期中減額		期末額
			貸倒引当金	その他				貸倒引当金	その他	
一般貸倒引当金	31,009	29,497	0	31,009	29,497	29,497	36,398	0	29,497	36,398
個別貸倒引当金	246,428	362,958	5,987	240,441	362,958	362,958	348,984	1,420	361,538	348,984

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分		2018年度						2019年度					
		期首残高	期中増加 額	期中減少額		期末残高	貸出金償 却	期首残高	期中増加 額	期中減少額		期末残高	貸出金償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
	国 内	246,428	362,958	5,987	240,441	362,958		362,958	348,984	1,420	361,538	348,984	
	国 外	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	地域別計	246,428	362,958	5,987	240,441	362,958		362,958	348,984	1,420	361,538	348,984	
法人	農業												
	林業												
	水産業												
	製造業												
	鉱業												
	建設・不動産業												
	電気・ガス・熱 供給・水道業												
	運輸・通信業												
	金融・保険業												
	卸売・小売・飲 食・サービス業												
	上記以外												
	個 人	246,428	362,958	5,987	240,441	362,958		362,958	348,984	1,420	361,538	348,984	
	業種別計	246,428	362,958	5,987	240,441	362,958		362,958	348,984	1,420	361,538	348,984	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位 : 千円)

		2018年度			2019年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	0	9,965,654	9,965,654	0	10,297,959	10,297,959
	リスク・ウェイト10%	0	528,010	528,010	0	574,756	574,756
	リスク・ウェイト20%	0	33,495,015	33,495,015	0	33,796,422	33,796,422
	リスク・ウェイト35%	0	130,002	130,002	0	109,153	109,153
	リスク・ウェイト50%	0	284,246	284,246	0	320,794	320,794
	リスク・ウェイト75%	0	1,542,959	1,542,959	0	1,655,690	1,655,690
	リスク・ウェイト100%	0	7,618,711	7,618,711	0	7,264,380	7,264,380
	リスク・ウェイト150%	0	969,678	969,678	0	989,897	989,897
	リスク・ウェイト200%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト250%	0	2,132,455	2,132,455	0	2,136,822	2,136,822
	その他	0	336	336	0	482	482
自己資本控除額		0	0	0	0	0	0
計		0	56,667,066	56,667,066	0	57,146,355	57,146,355

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期付付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	2018年度			2019年度		
	適格金融資産 担保	保 証	クレジ ット・ デリバ ティブ	適格金融資産 担保	保 証	クレジ ット・ デリバ ティブ
地方公営企業等金融機構及び我が 国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	0	59,458	0	0	11,667	0
中小企業等向け及び個人向け	15,950	0	0	16,550	0	0
抵当権住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	4,000	0	0	1,121	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
上記以外	4,923	0	0	3,814	0	0
合計	24,873	59,458	0	21,485	11,667	0

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	2018 年度		2019 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非上場	2,579,180	2,579,180	2,578,640	2,578,640
合 計	2,579,180	2,579,180	2,578,640	2,578,640

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

2018 年度			2019 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	0	0	0	0	0

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位 : 千円)

2018 年度		2019 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位 : 千円)

2018 年度		2019 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手順の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 J A は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 ($\angle$ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50% 相当額のうち、最小の額を上限とし、0 ～ 5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 5 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVE の前事業年度末からの変動要因は、貸出金等によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	25			
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化	144			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	144			
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4935			